FA2401

令和 0 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書（分離課税用）

第三表（令和四年分以降用）

○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

住所
屋号
フリガナ
氏名

整理番号		一連番号	

特例適用条文												
法			条					項		号		
所法	措法	震法				条の		の		項		号
所法	措法	震法				条の		の		項		号
所法	措法	震法				条の		の		項		号

（単位は円）

収入金額

分離課税	短期譲渡	一般分	シ	
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般分	セ	
		特定分	ソ	
		軽課分	タ	
	一般株式等の譲渡		チ	
	上場株式等の譲渡		ツ	
	上場株式等の配当等		テ	
	先物取引		ト	
山林			ナ	
退職			ニ	

所得金額

分離課税	短期譲渡	一般分	66	
		軽減分	67	
	長期譲渡	一般分	68	
		特定分	69	
		軽課分	70	
	一般株式等の譲渡		71	
	上場株式等の譲渡		72	
	上場株式等の配当等		73	
	先物取引		74	
山林			75	
退職			76	

税金の計算

総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）		12	
所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）		29	
課税される所得金額	⑫ 対応分	77	000
	66 67 対応分	78	000
	68 69 70 対応分	79	000
	71 72 対応分	80	000
	73 対応分	81	000
	74 対応分	82	000
	75 対応分	83	000
	76 対応分	84	000

税金の計算

税額	77 対応分	85	
	78 対応分	86	
	79 対応分	87	
	80 対応分	88	
	81 対応分	89	
	82 対応分	90	
	83 対応分	91	
	84 対応分	92	
85から92までの合計（申告書第一表の㉛に転記）		93	

その他

株式等	本年分の71、72から差し引く繰越損失額	94	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	95	
配当等	本年分の73から差し引く繰越損失額	96	
先物取引	本年分の74から差し引く繰越損失額	97	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	98	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額		99		
特別控除額の合計額		100		

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	101	

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理欄												
	A	B	C	申告等年月日								
	D	E	F	通算								
	取得期限							特例期間				
	資産		入力		申告区分							

令和 0□ 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書（分離課税用）

第三表

○この用紙は控用です。

控

住所
屋号

フリガナ
氏名

整理番号								

特例適用条文													
法			条						項		号		
所法	措法	震法				条の			の		項		号
所法	措法	震法				条の			の		項		号
所法	措法	震法				条の			の		項		号

（単位は円）

収入金額

分離課税	短期譲渡	一般分	シ	
		軽減分	ス	
	長期譲渡	一般分	セ	
		特定分	ソ	
		軽課分	タ	
	一般株式等の譲渡		チ	
	上場株式等の譲渡		ツ	
	上場株式等の配当等		テ	
	先物取引		ト	
山林			ナ	
退職			ニ	

所得金額

分離課税	短期譲渡	一般分	㊻	
		軽減分	㊼	
	長期譲渡	一般分	㊽	
		特定分	㊾	
		軽課分	㊿	
	一般株式等の譲渡		(71)	
	上場株式等の譲渡		(72)	
	上場株式等の配当等		(73)	
	先物取引		(74)	
山林			(75)	
退職			(76)	

税金の計算

総合課税の合計額（申告書第一表の⑫）		⑫	
所得から差し引かれる金額（申告書第一表の㉙）		㉙	
課税される所得金額	⑫ 対応分	(77)	
	㊻㊼ 対応分	(78)	
	㊽㊾㊿ 対応分	(79)	
	(71)(72) 対応分	(80)	
	(73) 対応分	(81)	
	(74) 対応分	(82)	
	(75) 対応分	(83)	
	(76) 対応分	(84)	

税金の計算

税額	(77) 対応分	(85)	
	(78) 対応分	(86)	
	(79) 対応分	(87)	
	(80) 対応分	(88)	
	(81) 対応分	(89)	
	(82) 対応分	(90)	
	(83) 対応分	(91)	
	(84) 対応分	(92)	
(85)から(92)までの合計（申告書第一表の㉛に転記）		(93)	

その他

株式等	本年分の(71)、(72)から差し引く繰越損失額	(94)	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	(95)	
配当等	本年分の(73)から差し引く繰越損失額	(96)	
先物取引	本年分の(74)から差し引く繰越損失額	(97)	
	翌年以後に繰り越される損失の金額	(98)	

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額	(99)			
特別控除額の合計額	(100)			

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	(101)	

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
	円	円
一般		
短期		
特定役員		